

令和 8 年度都区財政調整協議結果等について

1 令和 8 年度都区財政調整

(1) 概要

		対前年度増減率
① 調整税等（当年度分）	2兆4, 106億円	(4. 3%)
② 交付金の総額（ア+イ）	1兆3, 604億円	(4. 8%)
ア 当年度分（調整税等の56%）	1兆3, 500億円	
イ 精算分	104億円	
③ 基準財政収入額A	1兆6, 542億円	(9. 6%)
④ 基準財政需要額B	2兆9, 330億円	(7. 4%)
ア 経常的経費	2兆3, 158億円	
イ 投資的経費	6, 172億円	
⑤ 交付金	1兆3, 604億円	(4. 8%)
ア 普通交付金（B-A）	1兆2, 788億円	
イ 特別交付金	816億円	

(2) 特徴

《交付金の総額》

交付金の総額は、1兆3, 604億円で、前年度と比べて、621億円、4. 8%の増となり、5年連続の増加となりました。

- ・普通交付金は、交付金総額の94%相当で1兆2, 788億円、前年度と比べて、584億円の増となりました。特別交付金は、交付金総額の6%相当で816億円、前年度と比べて、37億円の増となりました。

《基準財政収入額》

基準財政収入額は、1兆6, 542億円で、前年度と比べて、1, 446億円、9. 6%の増となり、5年連続の増加となりました。

- ・特別区民税は、雇用・所得環境の改善を反映し、前年度と比べて、904億円の増となりました。
- ・地方消費税交付金は、個人消費の堅調な推移による増等を見込み、前年度と比べて、326億円の増となりました。
- ・自動車関係諸税の見直しに伴い、環境性能割交付金の算定を廃止するとともに、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税として38億円算定しました。

《基準財政需要額》

基準財政需要額は、2兆9,330億円で、前年度と比べて、2,029億円、7.4%の増となり、5年連続の増加となりました。

- ・ 経常的経費は、高校生等医療費助成事業費を新規算定するなど、前年度と比べ1,308億円の増となりました。投資的経費は、公共施設改築工事費の臨時的算定の算定額が増加したことなど、前年度と比べ722億円の増となりました。

2 協議課題の調整内容

項 目	都	区	合計
1 最終的な提案数	12	44	56
(1) 当初提案	12	43	55
(2) 追加提案		(※) 1	1
2 調整項目数	7	30	37
(1) 新規算定		7	7
(2) 算定充実	1	8	9
(3) 事業費の見直し	6	1	7
(4) 算定方法の改善等		13	13
(5) 財源を踏まえた対応		1	1
3 協議が整わなかった項目数	5	14	19

※ 財源を踏まえた対応（公共施設改築工事費の臨時的算定）

(1) 新規算定（7項目、67億円）

おくやみコーナー運営事業費、高校生等医療費助成事業費、予防接種費（带状疱疹）、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））、【小・中学校費】学校職員費（校内別室指導支援員）など

(2) 算定充実（9項目、151億円）

男女共同参画事業費、子ども医療費助成事業費、母子保健指導費（両親学級）、道路認定事務費、【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）など

(3) 事業費の見直し（7項目、△8億円）

区民関係等事務費（人権擁護員）、区民関係等事務費（調査委託料）、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）など

(4) 算定方法の改善等（13項目、13億円）

区立施設定期点検調査費、第一子無償化への対応、【態容補正】農業振興経費、衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））、私立幼稚園施設型給付費、作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など

(5) 財源を踏まえた対応（1項目、2,490億円）

公共施設改築工事費の臨時的算定

(6) 協議が整わなかった項目（19項目）

ガバメントクラウド関連経費、民生委員・児童委員活動費、文化財保護普及事業費、副食費の無償化（保育所等）、住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）、都区連携経費など

3 協議上の諸課題

項目	区の考え方	都の考え方	協議結果
<p>特別交付金 (交付率の変更等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別交付金の算定の予見性、透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、算定項目「C-U その他特別の事情」について、現在示されていない交付率を、「原則4分の1」と明示するとともに、交付率の引上げの目安を作成し明示すること、算定項目「B-E 特別区の需要としては普遍性が無いとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」について、原則の交付率を算定事業の「2分の1」から「3分の2」に変更することを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 交付率の変更等の検討では、景気後退時の調整税等の減収局面も考慮する必要がある、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではないと主張した。 交付率の引上げは、算定ルールにのっとり、財源状況に応じて実施するものであるため、あらかじめ目安を作成し明示するものではないと主張した。 	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
<p>特別交付金 (算定項目「C-I」の算出方法の変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 算定項目「C-I 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を実績額による算定に見直すことを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「C-I」の算出方法が、都区で合意したルールにのっとり、各区の事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、なぜ調整を行う必要がなくなったのか明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではないと主張した。 昨今の建築資材の高騰等による影響については、財調単価を 	<p>区側変更案に沿って整理する。</p>

		用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと主張した。	
--	--	---	--

項目	区の考え方	都の考え方	協議結果
都市計画交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保、全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法の改善、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区における都市計画事業の円滑な実施は、重要と考えており、これまでも、各区に都市計画事業の実施状況や課題等を伺い、必要な予算額を確保してきたと主張した。 ・今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況等を勘案しつつ、適切に対応していくと主張した。 	協議が整わなかった項目として整理する。

4 令和7年度都区財政調整再調整

(1) 令和7年度再調整フレーム

【当初算定との比較】

(単位：億円)

区 分	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金	特別交付金
再 調 整	15,097	27,407	12,612	810
当 初 算 定	15,097	26,903	12,140	779
比 較	0	504	473	30

※端数調整の関係により、縦横計等一致しない場合があります。

(2) 協議課題の調整内容

当初算定時の算定残約64億円が、その後の調整税等の税収見込の増により約477億円となりました。このため、次の6項目により再調整を実施することとなりました。

ア 共同生活援助等事業費

共同生活援助等事業に係る経費について、見直して算定します。

イ 第一子無償化への対応

令和7年9月から開始した第一子無償化に伴い、分担金及び負担金等を見直して算定します。

ウ 予防接種費（新型コロナウイルス）

令和7年度より国庫補助が廃止になったこと等を踏まえ、特定財源を見直して算定します。

エ 標準給単価等の見直し

特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を踏まえ、標準給単価等を見直して算定します。

オ 首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費

発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定します。

カ 義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外

義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、起債充当を行わないこととして算定します。